公　　告

支担官第115号
令和8年10月8日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所(納地)	履行期限(納期)
26S1E20042	空気調和設備故障品修理(その2)	仕様書のとおり	1式	自衛隊サイバー防衛隊	令和9年3月19日

2　入札方式　　一般競争入札(電子調達システム(政府電子調達(GEPS))対象案件))
(ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。)

3　入札日時　　令和8年11月10日(火)　　10:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室　(A棟　15階東側)(紙による入札がある場合のみ)

5　入札参加資格　　(1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6　入札方法　　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7　保証金　　入札保証金　　免　除
契約保証金　　免　除

8　入札の無効　　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9　契約書の作成　　作成する。

10　契約条項　　役務請負契約条項　　(基本契約条項)
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

11　その他付記事項
(1)　電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2)　電子入札は、　　令和8年11月9日(月)　　17:00　　を期限とする。
(3)　電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年11月2日(月)　　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4)　電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5)　任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　　(見積書提出先)
令和8年10月27日(火)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)　　大和：　yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6)　郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7)　同等品申請については、以下の期日までに同等品申請書を提出すること。
令和8年10月16日(金)　　12:00　　まで(メール又はFAX可)
(8)　入札説明会は実施しない。
(9)　予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(10)　落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

12　本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30249)　　FAX:03-5269-3282　　森根：　morinekagu@js.dss.mod.go.jp

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

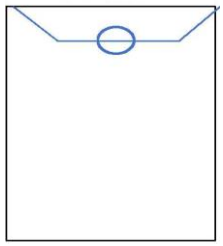
２回目

又は

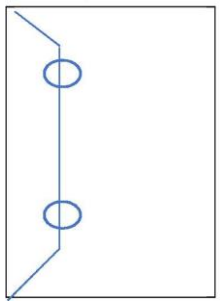
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

別紙様式第６

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加したく申請致します。

件　　名：空気調和設備故障品修理(その2)

調達要求番号：26S1E20042

番号	品　　名	形　　式	機能・性能	単位・数量	可・否

＊カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部 ・ 一部 を同等品として認める。

全部 ・ 一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級　　氏名

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26S1E20042

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和9年3月19日	
			履　行　場　所		自衛隊サイバー防衛隊	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
空気調和設備故障品修理(その2)	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

(注)単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和　　年　　月　　日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前田　　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号：　26S1E20042

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履行期限		令和9年3月19日	
			履行場所		自衛隊サイバー防衛隊	
件名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
空気調和設備故障品修理（その２）	仕様書のとおり	式	1			
合計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
品　名　又　は　件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１６７
空気調和設備故障品修理（その２）	作成年月日	令和８年５月２０日
	改正年月日	－
	作成部隊等	自衛隊サイバー防衛隊

1.　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊サイバー防衛隊の調達要求に係わる空気調和設備故障品修理（その２）（以下「本役務」という。）について規定する。

2.　本役務に関する要求

2.1　修理の内容

修理の内容は，**調達要領指定書**のとおり。

2.2　作業場所

防衛省市ヶ谷地区庁舎Ａ棟地下（東京都新宿区市谷本村町５－１）

2.3　作業実施日

作業実施日については，監督官の指示に従い実施可能日(土日祝日含む)を提示し，監督官と調整するものとする。

2.4　作業時間

８時３０分から１６時３０分までの間を基準とする。ただし，作業時間を延長する場合，監督官と調整を行うものとする。

2.5　役務実施計画書

a)　契約相手方は，立入申請の承認を受け次第，速やかに現地調査を実施して役務実施計画書を作成し，監督官の承認を受けること。

b)　契約相手方は，承認された役務実施計画書に基づき本役務を実施すること。

2.6　使用部品及び修理用消耗品類

役務に必要な使用部品及び修理に必要な消耗品類は，契約相手方が準備するものとする。

2.7　発生材

契約相手方は，取り外した旧部品及び発生材を適切に搬出処分するものとする。

2.8　役務の実施体制

契約相手方は，この役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に支担官と協議するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うに適当な契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)を確保すること。

b)　前記 **a)** の業務従事者が，同種設備の整備経験を有すること。

c)　上記 **b)** の業務従事者が，前記 **a)** に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景なる経歴，知見，資格，文化的背景（国籍等），業績等を有すること。

d)　前記 **c)** の業務従事者が，他の手持ち業務等との関係性において，履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

2.9　後片付け

当該役務完了に際して，現場の後片付け及び清掃を行うものとする。

3. 監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官（以下，「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

4. その他の指示

4.1 作業報告書

a) 契約相手方は作業終了後速やかに，作業報告書(別紙様式１)を作成し，日ごと監督官に提出するものとする。

b) 作業報告書の記載にあたっては，出来るだけ具体的に記載する。また，整備交換対象機器のメーカー名，型番，製造番号等を必ず記載する。

4.2 作業写真

a) 契約相手方は，作業前，作業中，作業後の写真を撮影し監督官に提出するものとする。

b) 現場にて使用する器材に関しては，官側の指定する書式にて申請書を提出し許可を得るものとする。

4.3 役務時間確認書

契約相手方が現地において作業を終了した際，役務時間確認書（別紙様式２）を作成し，日ごと監督官に提出するものとする。

4.4 その他

役務の記録について，監督官より請求された場合は，次の書類を提出するものとする。

a) 監督官との調整記録

b) 作業記録

4.5 提出書類

役務の実施にあたり，以下，**表１**の書類を提出すること。

表１ 提出書類

No.	提出書類名称	部数	提出時期	備考
1	役務実施計画書	１部	作成後速やかに	
2	作業報告書（別紙様式１）	１部	作業完了後	作業実施日毎に作成する。
3	役務時間確認書（別紙様式２）	１部	作業完了後	作業実施日毎に作成する。
4	作業写真	１部	撮影後，速やかに	作業前，作業中，作業後の結節毎に撮影する。
5	産業廃棄物管理票	１部	処理後速やかに	Ｅ票の写し
6	監督官との調整記録	１部	監督官との調整による。	状況により，提出する。
7	作業記録	１部	監督官との調整による。	状況により，提出する。

4.6 立入制限された区画への立ち入り

契約の履行に当たり，立入制限された区画に入る場合は，個人ごとに許可が必要となるため，契約相手方は，立入申請要領について確認し，速やかに当該箇所に立ち入る人員全員について所要の立入申請を行い，実際に立ち入る期日までに許可を得るもののほか，官側の指示に従うものとする。

ただし，立入の申請に当たっては数か月の期間を要し，許可が下りない場合がある。

4.7 官側における支援

契約の相手方は，次の事項について，官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と協議の上，無償で官側の支援を受けることができるものとする。

a) 駐屯地における施設の利用及び構内回線の使用

b) その他，必要と認めた事項

4.8　管理事項

a)　役務の実施にあたっては，関係諸法令を遵守し，現場その他への労務者の出入り監督，火災，盗難等の事故防止について十分注意し，諸材料その他工具等を常に整理整頓して，清掃に留意しなければならない。

b)　建屋内においては，役務関係地区以外への立ち入り及び役務目的以外の写真撮影は禁止する。

c)　既存施設の保護には十分注意し，万一損傷を与えた場合は，直ちに監督官に報告するものとする。

d)　役務実施中に契約相手方の過失によって発生した事故については，監督官と協議し契約相手方が保証するものとする。

4.9　仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は，支担官と協議するものとする。

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

契約相手方

現場責任者名　　印

作　業　報　告　書

契約件名：

契約番号：

対象機器名：

作　業 年月日	作　業　内　容	作業実施者署名

上記のとおり確認する。

令和　　年　　月　　日

監督官

所属

階級氏名　　印

別紙様式２

役　務　時　間　確　認　書

契約相手方				
契約件名				
契約番号		契約年月日		
作業実施年月日				
実施場所				
作業員氏名	所　属　会　社　名	所属部門	作業時間	備　　考

上記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

派遣作業員
会　社　名
責任者氏名　　印

上記のとおり確認した。

令和　　年　　月　　日

監督官
所　属
氏　名　　印

注１　確認書は，２部作成し次のとおり送付する。
監督官×１，契約相手方（作業責任者）×１

２　作業時間は，時間単位として「分」は１０進法により時間に換算する。
この場合少数第１位までとし，第２位以下は切捨てる。
（例）３時間は３．０Ｈ，２時間１５分は２．２５Ｈであるが２．２Ｈとする。

３　備考欄は作業内容を記入する。

調　達　要　領　指　定　書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	２６Ｓ１Ｅ２００４２
	調達要求年月日	令和８年１０月７日
	作 成 部 隊 等	自衛隊サイバー防衛隊
	作 成 年 月 日	令和８年９月２８日
品　　名	空気調和設備故障品修理（その２）	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－２６－８１６７	

指　定　事　項

仕様書第 **2** 項に係る事項は，以下のとおりとする。

1　交換部品及び数量

故障機器の交換部品及び数量は，**表 1** のとおり。

表 1　交換部品及び数量

故障機器	交換部品[a)]	単位	数量
ファンシャフト	ミツヤＬＬ＃２－５	個	1
ファンベアリング	ファンベアリング　ＵＧＰ２０６		1
ファンベアリング	ファンベアリング　ＵＧＰ２０４		1
電動弁	桑名金属工業　ＣＵＦ５４００口径６５Ａフランジ１０ｋ	台	1
絶縁パッキン	ニチアス　ＴＯＭＢＯ　No.9010-A-5-E JIS10K 3t	式	1
絶縁ボルトナット	Ｍ１６×６５		1
注[a)] 記載の交換部品又は同等以上のもの（他社製品を含む。）とする。			

2　動作確認等

(1)　部品交換後，動作確認を実施し，本来の機能及び性能を確認するための試験を行うものとする。

(2)　交換により取り外した部品の処分は，契約相手方において実施するものとする。

3　実施場所

市ヶ谷庁舎Ａ棟地下３Ｆ及び４Ｆ（市ヶ谷）